

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故の発生状況とその防止

踏切事故は昭和35年度をピークに年々減少しており、昭和45年度の発生件数は3,186件（死傷者2,915人）であったが、その後も減少の傾向を続け、昭和49年度には発生件数2,222件（死傷者1,812人）となり、昭和45年度に対し発生件数で約3割、死傷者数で約4割の減少となった。

このように踏切事故が減少してきたのは、踏切道の立体交差化、構造改良、保安設備の整備、整理統合、交通規制の強化等の施策を積極的に推進してきたことによるものと考えられる。

昭和50年度末現在における踏切道は約48,000箇所であるが、これらのうちには踏切しゃ断機又は警報機の設置されていないもの、警報機が設置されている踏切道で更に踏切しゃ断機を併せて設置すべきものが多く、また、大都市及びその周辺の踏切道については、立体交差化等による改良を必要とするものも多い。

このような状況に対処するため、引き続き、踏切道の連続立体交差化をはじめとする諸般の施策を強力に推進し、踏切事故の発生を極力抑止するものとする。

第2節 講じようとする施策

踏切事故の防止に関する総合対策を次のように策定し、これを強力に推進することとする。

1 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進

大都市過密地域等の列車運行回数の著しく多い区間における踏切道については、連続立体交差化することにより、これら以外の踏切道のうちしゃ断時間が長く、かつ、道路交通量の多いもの及び主要な道路との交差に係るもの等については単独立体交差化することにより、踏切道の除去を促進するとともに、道路の新設、改築及び鉄道の新線建設に当たっても、このような主旨を生かして極力立体交差を進める。

また、自動車の通行を認める踏切道のうち、踏切道幅員が道路幅員より狭いもの及び踏切道の舗装が悪いもの等については、漸次、構造改良を行う。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の促進

踏切道の幅員、隣接の踏切道との距離、道路の交通量、

う回路の状況等を勘案して、車両通行止め、一方通行等の交通規制を実施し、自動車の通行を認める踏切道については、踏切しゃ断機等の踏切保安設備を整備する。また、二輪車以外の自動車の通行を禁止する踏切道のうち歩行者等の通行量が特に多いものについては、必要に応じ踏切保安設備を整備する。

3 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造改良等の工事に併せて近接踏切道の統廃合を進めるとともに、上記の対策により二輪車以外の自動車の通行を禁止することとする踏切道については、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、歩行者等の通行に支障を及ぼさないと認められるものについて、漸次、整理統合を促進する。

4 その他踏切道の交通の安全と円滑を図るための措置

踏切道の交通の安全と円滑を図るため、必要に応じ踏切道予告標、交通信号機又は歩行者等のための立体横断施設の設置を進めるとともに、車両等のしゃ断踏切立入り、踏切不停止等の違反行為に対する取締りの強化等の

措置を講ずる。

また、踏切道通行者の安全意識の向上及び踏切支障時における非常信号等の緊急措置の周知を図るための広報活動等を強化する。